改 正 前

第1 学科

第1条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。 医学科

人間健康科学科

第1条の2 人間健康科学科の<u>専攻</u>は、次に掲げると おりとする。

看護学専攻

検査技術科学専攻

理学療法学専攻

作業療法学専攻

(中略)

第24条 4年以上在学して、<u>専攻区分</u>に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。

看護学専攻 138単位

検査技術科学専攻 136単位

理学療法学専攻 134単位

作業療法学専攻 135単位

2 前項の規定にかかわらず、第3年次に入学した者 については、2年以上在学して、学部の定めるとこ ろにより、所定の単位以上を修得した者は、学士試 験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の 学位を授与する。

(後略)

第1 学科

第1条 (同 左)

第1条の2 人間健康科学科の $\underline{a--x}$ は、次に掲げるとおりとする。

正

徬

先端看護科学コース

先端リハビリテーション科学コース

総合医療科学コース

第24条 4年以上在学して、<u>コース区分(先端リハビリテーション科学コースにおいては、講座区分)</u>に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。

先端看護科学コース 153単位

先端リハビリテーション科学コース (理学療法学講座) 145単位

先端リハビリテーション科学コース (作業療法学講座) 148単位

総合医療科学コース 145単位

2 (同 左)

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 看護学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻 及び作業療法学専攻は、改正後の第1条の2の規定 にかかわらず、平成28年度以前に当該専攻に入学 した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存 続するものとする。
- 3 改正後の第24条第1項の規定は、この規程施行 の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学し た者については、なお従前の例による。